

衆議院法務委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月4日（火）、第5回の委員会が開かれました。

1 仲裁法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案（内閣提出第29号）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）

・齋藤法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立憲、維新、公明、国民、共産）

（質疑者）平林晃君（公明）、鈴木庸介君（立憲）、米山隆一君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、漆間譲司君（維新）、鈴木義弘君（国民）、山下貴司君（自民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

平林晃君（公明）

（1） 仲裁法の一部改正

ア 我が国の国際仲裁の利用が低迷している原因及び今後の国際仲裁の活性化による我が国のメリット

イ 仲裁法に規定される保全処分と暫定保全措置命令の違い

ウ 暫定保全措置命令の発出及び執行等認可決定がなされるまでに要する期間

（2） 条約実施法案

ア シンガポール条約の署名国・締約国の現状、今後の見通し及び我が国が同条約を締結することの意義

イ 同法案が個人が当事者となっている紛争、個別労働関係紛争及び人事・家事に関する紛争には適用されない趣旨

ウ 今後の国内における国際調停の需要が増加した場合に対応するための人材及び施設の整備の状況

（3） 裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律（ADR法）の一部改正

ア 認証ADRの受理件数が低調な理由及び改善策についての法務大臣の見解

イ ADR法制定時における和解合意への執行力の付与に対する執行力濫用のおそれや利用者の萎縮等の懸念が今日では払拭されたのか否かについての法務省の見解

ウ 養育費等の金銭債権については民事執行が可能となることの意義

エ オンライン裁判外紛争解決手続（ODR）の推進に関する現状の取組及びAI技術の活用についての検討状況

鈴木庸介君（立憲）

（1） 仲裁法の一部改正及び条約実施法案

ア 仲裁法の一部改正による具体的な改正内容

イ 仲裁判断書や国際和解合意等の翻訳文の添付省略に対応する裁判官に対する教育及び体制整備の在り方

ウ 外国語で書かれた仲裁判断書や国際和解合意等を裁判官が読むことの確認

エ 一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に対する国際仲裁活性化のための調査委託事業の内容及び委託費

オ JIDRCによる最終の調査結果の報告前に仲裁法の一部改正案が提出された理由

カ 委託調査事業の終了後にJIDRCの国際仲裁専用施設が閉鎖される可能性

キ 一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）が取り扱う国際仲裁の件数が諸外国の国際仲裁機関

より低調な原因

ク 今後国内における国際仲裁件数を増加させるための方策

(2) ADR法の一部改正

ア 認証紛争解決手続において成立した和解合意にADR法制定時は執行力を付与しなかった理由及び本改正により執行力を付与することとした理由

イ 和解合意書への執行力の付与に伴う認証紛争解決事業者のチェック費用の負担増に対する助成金の支出等の検討の有無

ウ 本改正の内容の周知広報の在り方

エ 消費者契約に関する紛争が除外されている理由

オ 消費者側に和解合意の解除権を付与すること等の検討をせず一律に消費者契約を適用除外としていることの是非

米山隆一君（立憲）

(1) 国際仲裁

ア JCAAが取り扱う国際仲裁の件数が諸外国の国際仲裁機関より低調な原因及び今回の法改正による改善の有無

イ シンガポール国際仲裁センターが国際仲裁の件数を伸ばすことができた理由

ウ 韓国やマレーシアの仲裁機関が国際仲裁の件数を伸ばすことができた理由

エ 我が国の国際仲裁の件数が伸びない理由、今後目標とする仲裁件数やそれを達成すべき期間及びそのための予算額

オ ドイツ、イタリア及びスペインの仲裁機関が取り扱う国際仲裁の件数

カ アジアにおける第三国仲裁のセンターを目指すのではなく外国企業と取引をする日本企業にとって利用しやすい制度の整備を目指すべきとの意見に対する法務大臣の見解

(2) 暫定保全措置命令

ア 緊急仲裁制度の規定がない我が国の仲裁法の下でJCAAの緊急仲裁人が暫定保全措置命令を発することの可否

イ 緊急仲裁人による暫定保全措置命令について立法的な解決を図る予定の有無

(3) 袴田事件

ア 袴田事件に関する平成26年3月27日の静岡地方裁判所の再審開始決定が裁判所のウェブサイトに掲載されていない理由及び掲載する際の基準

イ 最高裁判所から事務連絡を発する等して静岡地方裁判所において同再審開始決定をウェブサイトに掲載する予定の有無

(4) 休日における法務大臣秘書官の政治的イベントへの帯同

ア 休日に法務大臣が秘書官を地元の政治的イベントに帯同させた事実の有無及びその理由

イ 齋藤法務大臣就任後に法務大臣秘書官が休日に出勤した日数

ウ 休日における政務先への帯同が公私混同に当たる可能性

エ 働き方改革及び個人の尊重に逆行する当該帯同を控えるべきとの指摘に対する法務大臣の見解

山田勝彦君（立憲）

(1) 難民認定

ア 性的マイノリティであることを理由に母国で迫害を受けるおそれがあるウガンダ人女性が裁判で難民認定されるまでに約3年間を要した理由

イ 上記アの事案及び令和5年3月に出入国在留管理庁が公表した「難民該当性判断の手引」を踏まえ迫害のおそれ等がある場合には迅速に認定が行われることの確認

(2) ADR法の一部改正

- ア 現行の認証紛争解決手続において和解に基づく強制執行が認められていないことにより生じる不具合
- イ 和解合意に対する執行力の付与に伴い弁護士による助言などがより一層適切に行われるよう運用面の改善を図る必要性
- ウ 認証を受けていない弁護士会ADRによる特定和解に執行力が付与されなかった理由
- エ 弁護士以外の者が認証ADR事業者となる場合の事業者の質の確保の在り方
- オ 弁護士以外で認証ADR事業者となる者に必要とされる資格や能力
- カ 養育費の支払を確保するため一人親家庭等が民間ADRを活用する際の政府による支援
- キ 養育費の支払を確保するため離婚前後親支援モデル事業において民間ADRを活用している自治体数
- ク 本改正により特定和解に従わない者に対し取り得る措置
- ケ ADRの国民に対する周知の在り方及びその予算についての法務大臣の見解

(3) 国際調停

- ア 養育費に関する和解合意について執行力を付与するADR法と適用除外とするシンガポール条約との関係
- イ 国内で特定和解が成立した場合には国外にいる相手に対しても国内の裁判所において強制執行の申立てを行うことができることの確認

(4) 司法修習期間中に給費も修習給付金も受けられなかった「谷間世代」

- ア 谷間世代への経済的支援が実現しない理由
- イ 谷間世代の不公平を解消するべきとする意見に対する法務大臣の見解

漆間譲司君（維新）

国際仲裁の活性化

- ア 国際仲裁の活性化が我が国にもたらす利益
- イ 我が国及び諸外国の国際仲裁申立件数と近年の動向
- ウ 仲裁法改正後に我が国の国際仲裁が目指す方向性
- エ 国際仲裁手続の利用促進に向けたこれまでの広報活動の取組状況
- オ 我が国における国際仲裁の利用件数が低調である原因
- カ 国際仲裁手続におけるオンライン化の現状及び課題
- キ 仲裁法改正による申立件数増加の見込み
- ク 国際仲裁の利用件数を増加させるターゲット層についての認識
- ケ 国際仲裁の活性化に向けたターゲット層の企業規模
- コ 国際仲裁を利用する可能性がある企業等の要望の把握
- サ 国際仲裁における我が国のプレゼンス向上のために必要な取組
- シ 「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」における各府省の提案内容、その発信の必要性及び同会議における「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」の更新の有無
- ス 仲裁実務家の育成に向けた取組
- セ 国際仲裁の活性化には日本企業の国際競争力の向上が不可欠である可能性
- ソ 仲裁関連の裁判例の英訳発信を含めた仲裁人の判断に対する予測可能性を高める方策
- タ 予防・回復型の暫定保全措置命令と保全処分の申立ての手続及びそのために要する期間の相違点
- チ 暫定保全措置に係る損害賠償命令における申立人の責めに帰すべき事由の具体的内容
- ツ 仲裁判断書の翻訳文の提出の省略を広げるための裁判所における人的体制の構築の在り方
- テ 2025年大阪・関西万博を利用した大阪の国際仲裁地としてのプレゼンス向上についての法務省の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 国際仲裁の必要性が異なる国における異なる商習慣に起因する事実にあることの法務大臣の認識
- (2) 貿易保険の支払が円滑に行われれば仲裁が不要となる可能性
- (3) 本改正の趣旨が国際的な契約の不払いなどの紛争解決のためのものであることの確認
- (4) 国際仲裁の活性化に向けた法務省の取組の成果及び専門性の高い仲裁人の人材の確保に向けた今後の取組
- (5) 仲裁にかかる費用の目安となる具体例
- (6) 国際商取引分野の紛争解決における大手の法律事務所と国際仲裁廷の利用見込の比較
- (7) 裁判を受ける権利が否定される仲裁合意の書面性の要件が満たされる場合の具体例
- (8) 仲裁合意の書面性の要件を満たすとされた口頭契約については事後に契約書等を作成するように促す必要性
- (9) 仲裁判断書の翻訳文の提出を省略することを裁判所が「相当と認めるとき」の具体例

山下貴司君（自民）

- (1) 仲裁制度及び調停制度
 - ア 仲裁及び調停と裁判の相違点
 - イ 国内調停及び国際調停の件数
 - ウ 国内仲裁及び国際仲裁の件数
 - エ J I D R C が取り扱ったオリンピック関係のスポーツ仲裁を含む 29 件が仲裁に含まれることの確認
 - オ 法務省が仲裁件数を正確に把握する必要性
- (2) 包括的・先進的 T P P（C P T P P）協定や地域的な包括的経済連携（R C E P）協定の締結による国際取引が仲裁又は調停の対象となることの確認
- (3) 契約書の仲裁合意条項に必須とされる記載項目
- (4) 仲裁合意条項で日本の都市を仲裁地とした契約の数
- (5) 平成 30 年以降の関係閣僚会議の開催を含めた国際仲裁の活性化に対する政府の取組状況
- (6) J I D R C の報告において収支面で自立が困難とされる虎ノ門の国際仲裁専用施設の今後の在り方
- (7) 国際仲裁の新たな拠点を法務省の庁舎内に設置するなど仲裁機関の支援を検討する必要性
- (8) 国際仲裁の活性化のため法務大臣が G 7 等の場で働きかける必要性

本村伸子君（共産）

- (1) 裁判を受ける権利を放棄する仲裁合意の安易な認定により裁判を受ける権利が侵害される可能性
- (2) 公共事業の契約又は J R 東海のリニア事業の契約に仲裁合意条項が含まれているか否かの確認
- (3) 企業間の取引であっても力関係に圧倒的な格差がある契約が多数あるとの指摘に対する法務大臣の見解
- (4) 経済的な力関係における弱者が仲裁制度を不当に押し付けられる可能性
- (5) 仲裁人
 - ア 仲裁人の人数及び属性
 - イ 仲裁人の公正性及び独立性を担保するための制度
 - ウ 仲裁人の忌避事由の具体的な要件及びその立証方法
 - エ 忌避の申立てを行う当事者が相手側の仲裁人との関係を証明することは困難である可能性
- (6) 仲裁判断の取消し

- ア 「当事者の行為能力の制限以外の事由」とされる取消事由の内容
 - イ 錯誤無効など取消事由が極めて限定されるため仲裁合意の取消しは事実上困難との指摘に対する法務省の見解
 - ウ 仲裁人の忌避及び仲裁判断の取消しが争われた件数及びその内容
- (7) 更なる仲裁人の公正性及び独立性を担保する方策の必要性
 - (8) 利用者の満足度の検証など更なる仲裁制度の実態把握及び事例研究を行う必要性